

林業・木材産業改善資金造成費補助金（拡充）

【平成19年度概算決定額 20,000（5,000）千円】

事業のポイント

林業・木材産業経営の改善等を目的として、新たな事業の開始や生産・販売方式の導入等に必要な無利子資金の貸付けを行います。

- ・林業・木材産業改善資金は、事業者の自主的な努力に対して無利子貸付けを行う制度資金。
- ・新しく事業を始める、機材や設備を充実させる、働く環境を整えるなど、様々な事業計画をサポート。
- ・事業者の創意工夫を活かして様々な事業に活用可能。

政策目標

森林施業の集約化と高性能林業機械の導入を進め、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者による事業量が6～7割程度を占める林業構造を実現

<内容>

○ 森林施業の集約化と低コスト生産に向けた条件整備の推進

高性能林業機械の導入をはじめ、先進的な生産・販売方式の導入等に必要な無利子資金の貸付けに充てるための資金の造成に必要な経費を、都道府県に対して補助します。

また、林業経営改善計画の認定者については、森林の施業又は経営の集約化を行う場合に必要な無利子資金の償還期間を、現行の10年以内から新たに12年以内とすることで、事業者の負担を軽減します。

【貸付枠100（100）億円】

<補助率>

2/3

<事業実施主体>

都道府県

[担当課：林野庁企画課]